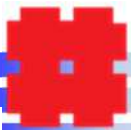


# 地域連携推進会議について

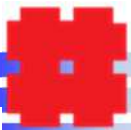
- 令和6年4月1日より、障害者支援施設及び共同生活援助(グループホーム)において、各事業所で地域関係者を含む外部の目が入るよう「地域連携推進会議」の開催と会議構成員による見学の機会を設けることとなっており、令和6年度は努力義務、令和7年度以降は義務となっています。



# 地域連携推進会議について

## 《地域連携推進会議とは》

- 地域連携推進会議とは、利用者、利用者家族、地域の関係者、福祉等に知見のある者などにより構成される協議会で、以下の4点の目的を達成するために開催される会議です。
  1. 地域との関係づくり
  2. 施設への理解促進
  3. 施設やサービスへの透明性・質の確保
  4. 利用者の権利擁護
- おおむね1年に1回以上地域連携推進会議を開催し、会議とは別の日に、会議構成員による施設見学をおおむね1年に1回以上設けます。



# 地域連携推進会議について

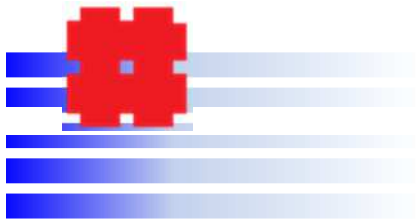
## 《厚生労働省からの参考資料》

各事業所におかれましては、以下の資料をご確認いただき、地域連携推進会議の開催に取り組んでください。

- 地域連携推進会議の手引き
- 地域連携推進会議の手引き(別冊)資料編
- 参加依頼文

URL:[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_41992.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html)

GIFU CITY



# 初回加算

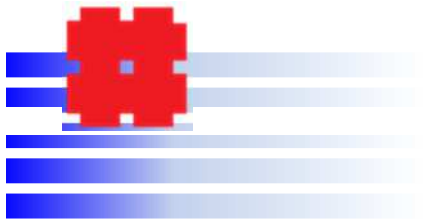
新規に支援計画を作成した利用者に対してサービスを提供した場合に算定できる加算です。

## 〈対象となるサービス〉

- ・居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護
- ・計画相談支援・障害児相談支援
- ・保育所等訪問支援 など

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護:

- ・・・サービス提供責任者が初回サービスを行う、または同行する場合に加算可

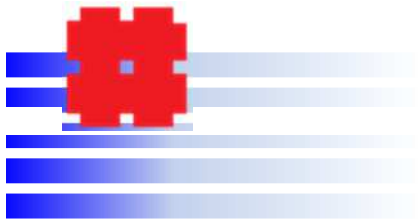


# 初期加算

指定事業所等において、指定サービスの提供を行った場合に指定サービスの利用を開始した日から起算して30日以内の期間について1日につき所定単位数を加算する

〈対象となるサービス〉

・就労継続支援(A型・B型)・就労移行支援・生活介護・機能訓練・自立訓練 など



# 初期加算

(例) 7/1に契約、7/4に初めて利用した利用者

利用日	初期加算の算定
7月4日(初回利用日)	○
7月18日(利用日)	○
7月22日(欠席)欠席時対応加算を算定	×
7月30日(利用日)	○
8月2日(利用日・初回利用日から暦日30日目)	○
8月3日(初回利用日から暦日31日目)	× 暦日30日を超えるため

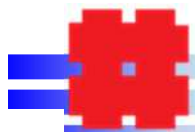
- 30日の間とは、歴日でいう30日間
- 30日間のうち利用者が実際に利用した日数にのみ適用できます。



# 食事提供体制加算の見直しについて

令和5年度までの要件に加え、以下の要件を**全て**満たすことで算定できるようになりました。

- ① **管理栄養士等（管理栄養士又は栄養士）が献立作成に関与  
または献立の確認を行う**
- ② **利用者ごとの摂食量を記録する**  
（目視や自己申告等による方法も可）
- ③ **利用者ごとの体重の記録を行う**  
（おおむね6か月に1度BMIの記録が必要。身長不明の場合は  
体重のみの記録も可。利用者の意向で体重を確認できない  
場合、個別支援記録等において意向の確認をした旨の記録  
を残すこと）

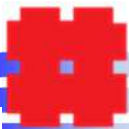


# 平均利用者数の算出方法について

新設または増改築を行った際、新設または増改築の時点からの経過期間によって計算方法が異なります。

新設増改築の時点から6月未満	定員の90%を平均利用者数とする	小数点第2位以下を切り上げる
新設増改築の時点から6月以上1年未満	直近の6月間における全利用者数の延べ数を6月間の開所日数で除した数を平均利用者数とする	
新設増改築の時点から1年以上	直近の1年間における全利用者数の延べ数を1年間の開所日数で除した数を平均利用者数とする	
前年度において1年の実績がある	前年度4月～3月の1年間の全利用者数の延べ数を1年間の開所日数で除した数を平均利用者数とする	

ただし、定員を増加する場合は、**増加後の定員の90%を平均利用者数とします。**

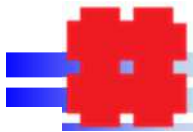


## 夜間支援対象利用者数の算出方法について

新設または増改築を行った際、新設または増改築の時点からの経過期間によって計算方法が異なります。1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象者数によって、単位が異なります。

新設増改築の時点から6月未満	定員の90%を夜間支援対象者数とする	
新設増改築の時点から6月以上1年未満	直近の6月間における全利用者数の延べ数を6月間の開所日数で除した数を夜間支援対象者数とする	①小数点第2位以下を切り上げる
新設増改築の時点から1年以上	直近の1年間における全利用者数の延べ数を1年間の開所日数で除した数夜間支援対象者数とする	②切り上げた後の小数点第1位を四捨五入して整数にする
前年度において1年の実績がある	前年度4月～3月の1年間の全利用者数の延べ数を1年間の開所日数で除した数を夜間支援対象者数とする	③①と②の計算は住居ごとに行う

ただし、入居定員を変更する場合は、**前年度の平均利用者数に定員の変更分の90%を加えたもの**を夜間支援対象利用者数とします。



# GHにおける平均利用者数と夜間支援対象利用者数

【例】定員5名のGHを開所し、4名定員、3名定員の住居を追加した場合

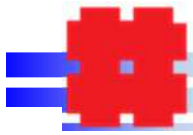
	令和7年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月	
	●定員5名							2軒目の住居を追加 ●1軒目定員5名 ●2軒目定員4名				3軒目の住居を追加 ●1軒目定員5名 ●2軒目定員4名 ●3軒目定員3名				
人員配置の基準	定員の90%が利用しているものとして人員を配置 ( $5 \times 0.9 = 4.5$ )						直近過去6月間の平均利用者数をもとに人員を配置	従前の住居の定員と追加した住居の定員の合計の、90%が利用しているものとして人員を配置 ( $9 \times 0.9 = 8.1$ )				従前の住居の定員と追加した住居の定員の合計の、90%が利用しているものとして人員を配置 ( $12 \times 0.9 = 10.8$ )				
夜間支援対象利用者数 住居ごとに計算し 適宜合計する	定員の90%を夜間支援対象利用者数とする ( $5 \times 0.9 = 4.5 \rightarrow$ 四捨五入で5)						1軒目の直近過去6月間の平均利用者数を 1軒目の夜間支援対象利用者数とする				1軒目の直近過去12月間の平均利用者数を1軒目の夜間支援対象利用者数とする					
											2軒目の定員の90%を 夜間支援対象利用者数とする ( $4 \times 0.9 = 3.6 \rightarrow$ 四捨五入で4)				2軒目の直近過去6月間の平均利用者数を 2軒目の夜間支援対象利用者数とする	
															3軒目の定員の90%を 夜間支援対象利用者数とする ( $3 \times 0.9 = 2.7 \rightarrow$ 四捨五入で3)	



# 日中支援加算について

## 【日中支援加算】

- ・ 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、**個別支援計画に基づき、日中に対象利用者に対して支援を行った場合に算定できる。**
- ・ 日中支援対象者の数に応じ、1日につき所定単位数を算定する。
- ・ 日中支援加算の区分は、（Ⅰ）（Ⅱ）と設けられており、障害支援区分によっても単位数が異なる。



# 日中支援加算について

## 日中支援加算(Ⅰ)

### ・対象者

高齢又は重度の障害者

(65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者)

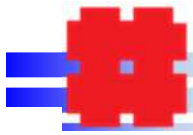
### ・算定条件

(1) 支援の内容について、利用者のサービス等利用計画と整合性を図った上で、個別支援計画に位置付けをする。

(2) 個別支援計画に位置付けをした後に、利用者に対して、日中に支援を行う。

(3) 指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、日中に支援を行う日中支援事業者を加配する。

・「日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律」に規定する休日は、算定することができない



# 日中支援加算について

## 日中支援加算（Ⅱ）

### ・対象者

- (1) 日中活動サービス利用者
- (2) サービス等利用計画及び個別支援計画に位置付けて計画的に地域活動支援センター、介護保険サービス、精神科デイ・ケア等利用者
- (3) 就労している利用者

### ・算定できる日

- (1) (2) (3)の利用者がサービス等を利用することとなっていた予定日に、利用することができなかった日

### ・算定条件

- (1) 日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、支援の内容について、利用者のサービス等利用計画と整合性を図った上で、個別支援計画に位置付けをする。
- (2) 個別支援計画に位置付けをした後に、利用者に対して日中に支援を行う。
- (3) 指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、日中に支援を行う日中支援従事者を加配する。



# 日中支援加算について

## 【注意事項】

- ・日中支援従事者(世話人、生活支援員等)が勤務した時間は、共同生活援助の人員基準及び人員配置体制加算を算定するするための時間には含めてはならない。